

## ○術科訓練実施要綱の制定について

(平成 24 年 3 月 14 日例規第 15 号)

この度、別添のとおり「術科訓練実施要綱」を定めたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、術科訓練実施要綱の制定について（平成 14 年例規養第 35 号）は、廃止する。  
別添

### 術科訓練実施要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第 4 号）に基づく術科訓練の実施に関し必要な事項を定め、警察官の職務執行に必要な術科技能の向上を図ることを目的とする。

#### 第 2 術科訓練種目

この要綱における術科訓練の種目は、柔道、剣道及び逮捕術とする。

#### 第 3 術科訓練体制

##### 1 術科訓練責任者

- (1) 県本部、市警察部、学校及び署に術科訓練責任者（以下「訓練責任者」という。）を置く。
- (2) 県本部（機動警ら課及び執行隊を除く。）の訓練責任者は、各部の庶務担当課長をもって充てる。
- (3) 県本部機動警ら課、執行隊、市警察部、学校及び署の訓練責任者は、当該所属の長をもって充てる。
- (4) 訓練責任者は、訓練環境を整備するとともに、計画的かつ効果的に術科訓練を実施しなければならない。

##### 2 術科訓練推進責任者

- (1) 県本部、市警察部、学校及び署に術科訓練推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。
- (2) 県本部（機動警ら課及び執行隊を除く。）の推進責任者は、庶務担当課の次席をもって充てる。
- (3) 県本部機動警ら課、執行隊、市警察部、学校及び署の推進責任者は、当該所属の次席等をもって充てる。
- (4) 推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、後記 3 に規定する所属術科訓練指導者及び所属術科訓練指導補助者を指揮して術科訓練を効果的に実施しなければならない。

##### 3 所属術科訓練指導者等

- (1) 県本部、市警察部、学校及び署に所属術科訓練指導者（以下「訓練指導者」という。）及びその補助に当たる所属術科訓練指導補助者（以下「訓練補助者」という。）を種目ごとに置く。
- (2) 県本部（機動警ら課及び執行隊は除く。）にあつては、部ごとに訓練指導者及び訓練補助者（以下「訓練指導者等」という。）を指定するものとする。
- (3) 県本部機動警ら課、執行隊、市警察部、学校及び署にあつては、所属ごとに訓練指導者等を指定するものとする。
- (4) 訓練指導者は、巡査部長以上の警察官で、次に該当するものとする。

ア 柔道

柔道 3 段以上を有し、かつ、静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令（平成 5 年県本部訓令第 9 号）第 2 条に規定する逮捕術の上級（以下「逮捕術技能検定上級」という。）を有している者

イ 剣道

剣道 3 段以上を有し、かつ、逮捕術技能検定上級を有している者

ウ 逮捕術

逮捕術技能検定上級及び柔道又は剣道 3 段以上を有し、かつ、後記第 9 の術科指導者専科等を修了している者

- (5) 訓練補助者は、訓練指導者に準ずる者又は将来訓練指導者として素質を有すると認められる者とする。
- (6) 訓練責任者は、訓練指導者等の指定及び解任を行う場合には、本部長の承認を受けなければならない。

#### 4 方面別術科指導者

- (1) 柔道、剣道及び逮捕術の訓練の指導を強化するため、術科技能及び指導力が特に優れた者の中から、方面別の術科指導者（以下「方面別指導者」という。）を指定するものとする。
- (2) 方面別指導者は、方面別術科指導者担当地域（別表第 1）及び県本部教養課長（以下「教養課長」という。）が指定する所属における術科訓練の指導を行うとともに、各種大会、検定等における任務に当たるものとする。

#### 第 4 術科訓練対象者等

##### 1 術科訓練対象者

術科訓練は、全警察官を対象として実施する。

##### 2 術科訓練重点対象者

所属長は、所属の警察官のうち別表第 2 に定める警察官を、術科訓練重点対象者（以下「重点対象者」という。）に指定するものとする。

#### 第 5 術科訓練実施計画

推進責任者は、年間訓練計画並びに冬季訓練計画及び夏季訓練計画を策定するものとする。

なお、原則として、冬季訓練計画にあつては1月から2月まで、夏季訓練計画にあつては7月から8月までの期間に実施するよう策定するものとする。

#### 第6 各種大会等への参加奨励

訓練責任者は、各種検定及び段級位審査並びに各種大会への参加を奨励するものとする。

#### 第7 術科訓練単位

術科訓練を計画的かつ効果的に推進するとともに術科訓練の実施状況を把握するため、術科訓練単位を設けるものとする。

##### 1 年間目標取得単位数の設定

術科訓練単位は、いずれの種目についても訓練時間30分を1単位として、術科訓練一般対象者（重点対象者以外の警察官をいう。）及び重点対象者ごとに別に定める年間目標取得単位数が取得できる計画を設定するものとする。

##### 2 取得単位の管理

推進責任者は、術科訓練の実施状況及び術科訓練単位の取得状況を明らかにするため、職員の術科訓練状況を管理する。

#### 第8 術科訓練状況視察等

- 1 教養課長は、術科訓練の推進を図るため、各所属における術科訓練の実施状況の視察及び適切な指導（以下「視察等」という。）を行うものとする。
- 2 教養課長は、視察等を実施した場合には、実施結果を速やかに本部長に報告するものとする。

#### 第9 術科指導者専科等

教養課長は、訓練指導者等の育成を図るため、術科指導者専科等を開催するものとする。

#### 第10 術科大会

術科訓練の重要性を認識させ、術科技能の向上を図るため、各種術科大会を開催するものとする。

#### 第11 報告

省略

#### 第12 安全管理

術科訓練の実施に当たっては、静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（令和3年例規第4号）を遵守しなければならない。

#### 第13 細目的事項

省略